

令和6年12月9日

高等検察庁次席検事 殿

最高検察庁刑事部長 松下裕子

検察独自捜査における取調べの適正確保について

昨今、特に検察官の独自捜査事件に関する取調べについて様々な問題が指摘されていることから、不適切な取調べが散見される原因や背景及びこれらを解消するための対策・対処について検討し、下記のとおり取りまとめました。

これは、直接的には検察独自捜査を担当する部署の決裁官に向けたものですが、非部制庁においても、検察独自捜査を行うことがあり、また、警察送致事件であっても共同捜査の場合にあてはまることがあります。ですから、この内容はすべての決裁官にも、また、実際に取調べを行う部下検察官や応援検察官にも、知っておいてほしいものです。

そこで、各高検におかれては、管内各地検に対し、適宜の方法で本ペーパーの内容を周知していただき、不適正な取調べの防止に努めていただきたく、よろしくお願いいたします。

記

一 昨今、特に検察独自捜査における取調べの適正に関する批判が強く、独自捜査を取り巻く環境は極めて深刻な状況にあるという認識の下、取調べが不適正であるというそしりを受けることが今後二度とないよう、決裁官自身がその自覚を強くするとともに、部下検察官に対する指導をこれまで以上に徹底しなければならない。

二 取調べ担当検察官が不適正な取調べに及ぶ原因となり得る心理状態として、共同捜査の一員としての行き過ぎた責任感や、取調べ能力を評価されたいという功名心などが考えられる。

そして、決裁官や主任検察官自身が、自白という結果に固執し、結果として供述が得られることを高く評価すれば、前記のような取調べ担当検察官の心理状態を更に増大させることになりかねない。

そこで

- 1 およそ取調べにおいては、相手方の主張や弁解に十分に耳を傾け、自白という結果に固執しないこと、誹謗中傷や罵詈雑言の類は固く禁じ、相手方や弁護人等関係者の人格を常に尊重すること、言動は常にフェアであることなど、取調べのあるべき姿について、決裁官、主任検察官及び取調べ担当検察官の間で共通の認識とするよう、繰り返し意思疎通を図る。
- 2 不適正な方法による供述獲得を許さず、逆に、結果として供述が得られずとも、その取調べ手法自体が優れていればこれを積極的に評価することとし、供

述が得られないことを責めるかのような態度は厳に慎む。

そして、そのような方針であることを、部下検察官のみならず応援検察官にも周知徹底する。

三 他機関から送致、告発を受けて捜査を行う場合、他機関の捜査・調査の過程を法律家として検証するという客観的視点があるのに対し、検察独自捜査においては、自分たちのみで捜査を行うため、かかる客観的視点が希薄になりがちであることから、検察内部におけるチェック体制をより強化すべきである。

具体的には

- 1 在宅の被疑者や参考人の取調べにおいても、事案に応じて柔軟に録音録画を実施する。
- 2 録音録画を実施した取調べについては、決裁官、総括審査検察官、高検特捜係検察官らにおいて、その記録媒体を視聴するなど適宜の方法によって、できる限りすみやかに内容を確認する。
- 3 2に際しては、任意性の有無という刑事訴訟法上の視点のみならず、取調べ中の個々の言動の適正さについても厳しくチェックする。
- 4 取調べに不適正な点があることが判明した場合には、直ちにその原因を解明し、取調べ担当検察官自身に問題があれば本人に自覚を促すとともに、決裁官や主任検察官の言動等に問題がないかについても真摯に振り返る。